

平成 29 年 7 月 20 日

大分県経営者協会 会員各位

大分県経営者協会
労働問題研究会
委員長 酒井 祐一

【第 123 回労働問題研究会のご案内】

労働時間の適正な把握のために

本年 1 月、厚生労働省は「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を公表しました。このガイドラインは、電通事件などにより長時間労働の問題が社会問題化されたことを受け、厚労省が労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置等を従来以上に具体的に定めたものです。

標記研究会では、大分労働局監督課長の政木隆一氏を講師に招き、ガイドラインの内容を説明していただくほか、大分労働局管内における監督・指導の事例もご紹介いただき、企業として留意すべき点をより具体的に解説していただきます。

ご多用のこととは存じますが、奮って多数ご参加くださいますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 平成 29 年 8 月 24 日 (木) 12 : 00 ~ 14 : 30
2. 場 所 トキハ会館 5 階「ローズの間」
3. 次 第 (1) 昼食 (12:00~12:30)
(2) 委員長あいさつ (12:30~12:40)
(3) 講演 (12:40~14:00)

「労働時間の適正な把握のために」

大分労働局 監督課長 政木 隆一 氏

【内容】労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインの内容や、大分労働局管内における監督・指導の事例についてお話しいたします。

- (4) 質疑応答 (14:00~14:30)

5. 参加費 1名につき3,000円のご負担をお願いします。(当日ご持参ください)

＊労働問題研究会会員は無料です。

6. 参加ご希望の方は8月17日(木)までにFaxまたは電話でお申込みください。

大分県経営者協会／FAX. (097) 536-3012

電話(097) 532-4745

以 上

.....
大分県経営者協会 行

第123回労働問題研究会 参加申込書

第123回労働問題研究会に参加したく申込みをします。

会社名 _____

出席者

役 職	氏 名